

一般名処方について

令和6年6月1日

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。現在一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方、一般的な名称により処方箋を発行することを行う場合があります。一般処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方についてご不明な点などありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなり、経済的負担が軽くなります。

令和6年6月1日より診療報酬改定にて点数が変更となります。

一般名処方加算1 7点 → 10点

(後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方されている場合)

一般名処方加算2 5点 → 8点

(後発医薬品が存在する先発品のうち1品目でも一般名処方された場合)

